

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成20年3月10日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 8 号 平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第14号 平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第15号 平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第16号 平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第29号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	日 下 昭 治	副委員長	木 内 欽 市
委員	林 一 哉	委員	向 後 和 夫
委員	高 木 武 雄	委員	林 俊 介

欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（2名）

議長 明 智 忠 直 議員 林 一 雄

説明のため出席した者（１９名）

副市長	鈴木正美
水道課長	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和
病院再整備 室の他担当 職	鎗木友孝
	１１名

病院事務部長	伊藤敬典
国民宿舎 支配人	野口國男
病院経理課長	鈴木清武
病院整備課長	永嶋英和

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一
主査	穴澤昭和

事務局次長	石毛健一
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、公営企業常任委員会、ご苦労さまでございます。

先の委員会構成の変更に伴いまして、委員長を務めさせていただくことになりました日下昭治でございます。執行部並びに委員の皆様方におかれましては、よろしくご指導、ご協力をお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願いたいと思います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、林一雄議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

また、報道関係者、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、あわせてご了解お願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

議長、よろしく申し上げます。

○議長（明智忠直） どうも皆さん、おはようございます。

一雨ごとに本格的な春の訪れを感じさせるような季節になりました。

本日公営企業常任委員の皆さんには、早朝からご出席をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

去る3月3日に本会議で36議案が付託されたわけでありますが、本公営企業常任委員会には10議案が付託されたわけであります。実質的な審議入りというようなことで、委員の皆さん方にはトップを切りまして委員会を開催していただくわけであります。十分なるご審議の上にひとつよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。大変どうもご苦労さまでございます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、明智議長のご出席をいただきまして、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。また、委員会の構成も変わりましたが、引き続き執行部のほうをよろしくどうぞお願いいたします。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたしますのは、今、明智議長のほうからもお話がございましたが、10議案でございます。内訳といたしましては、当初予算の関係で議案第8号、第9号、第10号は水道事業、病院事業、国民宿舎事業の当初予算の関係でございます。補正予算の関係で、議案第14号、第15号、第16号でございますが、水道事業、病院事業、国民宿舎事業のそれぞれ19年度補正予算の関係でございます。それから、残り4号でございますが、条例改正関係でございます。議案第29号は、水道事業の職員の給与、基準に関する条例の一部改正、同じく議案第30号は病院関係の職員の給与、基準に関する条例の一部改正でございます。議案第31号は、病院事業の使用料、手数料条例の一部改正でございます。議案第32号は、国民宿舎の使用料条例の一部改正でございます。

以上、10議案でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方から質問に対しまして簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 6分

(副市長退席)

再開 午前10時 6分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託された議案は、議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の決議について、議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての10議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第8号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後和夫） 向後です。

議案第8号について若干の質問をさせていただきます。

昨年第1回の公営企業の常任委員会の中で、水道加入をしたのが約2,000件については

使用されていないということでしたけれども、それにつきまして、若干の改善がなされたのかどうか、その辺をまず伺いをしたいと思います。

それから、やはりその時に、水道について岩井地区、そして干潟地区の一部においては、銚子市から引いたほうが、あるいは匝瑳市から引いたほうが安上がりだという部分がありましたが、その辺についても前回の昨年度の常任委員会の中では、今、宮本課長の答弁の中で、その辺も考慮に入れて進めていきたいという答弁がなされておりますけれども、その辺につきましてもひとつ伺いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後和夫委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 今、ご質問の第1点目でございますけれども、これは加入をしていて実際に使用をしていないといえますか、そういう世帯のご質問だと思いますけれども、よろしいでしょうか。

約1,500件ちょっと欠けるぐらいあるんですけれども、実は19年度におきましても戸別訪問によりまして加入促進を行っております。ただ、非常に地下水の依存度が高いといえますか、地下水といいましても、特に、19年度におきましては飯岡地区を重点的にやったわけなんですけれども、実際には旧簡易水道というのは存在しないわけなんですけれども、ただ、実際には管はそのままになっているということで、山から取った地下水約12か所、飯岡地区エリアだけでございます。それらが全部生きたままになっているということで、もちろん水質検査等も行いながら、地下水の水質検査でございますけれども、組合長にご協力をいただきながら、加入促進をしているわけなんですけれども、なかなか10軒に1軒ぐらいは実績としては上がっております。当然戸別もやれば、それから組合長とも個々に何度も加入促進の啓発をいたしました。

それから、第2点目の岩井東部でございますけれども、こちらにつきましては、合併前の旧海上町からの要望もあるわけなんですけれども、しかしながら、岩井東部というところは10軒ぐらいあるんですけれども、1軒1軒が数百メートルから、距離が長いのは1キロも離れているというような状況がございまして、また一方では、銚子市と隣接しているために、銚子市の水道は隣まで来ているという経緯もあります。

そのようなことで、銚子市の水道と昨年の4月に、私どもが行きまして交渉したわけなんですけれども、水道事業につきましては、水道区域というのは設定されておまして、当然行政

区域内ということになりますけれども、ただ、融通し合えないかということで交渉したわけですが、残念ながら、4月に行きまして1か月後に回答がございまして、現状においては国のほうで現地の調査等があった場合に困るということで、銚子市との交渉のほうはうまくいきませんでした。

ただ、今後バイパスの工事等を踏まえて、水道事業にとってメリットが生み出せるものであれば考えていくといいますか、方向性を決めていかなければならないのではないかという認識はしております。ただ、現状においては多額の費用がかかるものですから、計画上は載っておりますけれども、すぐにというわけにはいかないような現況でございます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） ただいま課長の答弁がありました。

飯岡地区、俗に山の水道と言われている水であります。山の水道ができた当時は、上のほうも畑があまりなかったと。今現在はほとんど畑になって、上では農薬をまいているというようなことで、水質検査をすればかなり水が悪いのではなかろうかと。その辺もやはり住民に十分に周知をしてもらえれば、また市の水道も利用する方が増えるのではなかろうかと思われま。

それと、海上地区の水道の問題ですね。これは恐らく銚子市の長山地区に近いところだと思うんですが、合併前の海上町と飯岡町の三川地区ですが、海上に隣接する住宅があるんですが、その当時飯岡地区の住宅に対して海上のほうから水道管を引いていたという実績があるわけですね。ですから、その辺がありますから、岩井地区の長山に近いほうは何とか話をすれば、国がどうのこうのというより、やはり命の問題もかかわってくるわけですから、安全性の問題もかかわるわけですから、十分にその辺を銚子市ともっと話を進めてもらえれば何とかなるんじゃないかなと思います。よろしくどうぞお願いしたいと思いま。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） いろいろな角度から十分検討しながら進めたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 予算書の7ページの中で建設改良費、この中で拡張工事費の中に配水管の布設工事等というようになっております。約2億6,500万円強の予定額でございますけれども、この配水管の布設工事につきましては、主にどの辺の地区でどのくらいの距離を布設する予定になったのか、その辺をできれば詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（日下昭治） 林俊介委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 予算書の7ページということで、拡張工事費になりますけれども、こちらのほう、概要につきまして、委員方に20年度の水道事業会計の建設改良費予算の主な工事内訳ということでお渡ししてございますけれども、資料はいつていますでしょうか。全協の時にいつていますけれども、主に工事費用の大きいものにつきましては、基本計画書に基づいてそれぞれの配水場が4つございますけれども、4つの配水場をそれぞれの配水能力に合った機能をできるだけ果たさせるということで、それにはループ化が大事ではないかということで、お手元に資料が無いようでございますけれども……。それじゃ、今、コピーのほうをやっていただけるそうですので。主にループ化というのは、簡単に言いますと、A地点があるとしたら、行きっ放しでは、これでは停滞水、あるいは水質の低下をしてしまいますので、AとBがたまたま行きっ放しになっていたら、つなぐことによって、水質改善、あるいは圧力低下というものを改善できるではないかというような工事が入ってございます。

それでは、ちょっと資料のほうを。よろしいでしょうか。資料がお手元に届いたようでございますので、初めに、ループ化配水管布設工事7,308万円です。これらにつきましては、鎌数地先、後草地先、それから見広地先、この3か所につきましては、行きっ放しになっている管をつなぎ合わせるということで、ループ化による増径等の配水管布設工事となっております。延長につきましても、そちらに口径と延長が入っておりますので、ちょっと省略させていただきますと思います。

それから、次に、給水未普及地区の解消配水管布設工事でございますけれども、こちらにつきましては3,009万3,000円ということで、鎌数地先、それから仁玉地先、高生地先、飯岡地先、三川地先、それから清和乙地先ということで、6か所入ってございます。

こちらにつきましては、未普及を拾いながら配水管を布設していくということでございま

す。ただ、こちらにつきましては、ほとんどが地元区からの要望とか、そういうものを踏まえているもの、あるいは水道課のほうとしても将来的に開発とかそういう可能性がある地域とか、そういう場合において、未普及解消地区の延長工事を予定しております。

それから、その次に、配水区域変更に伴う配水管布設工事でございますけれども、こちらにつきましては、県道飯岡片貝線、県道旭小見川線、これは先ほど言いましたそれぞれの配水能力に合った施設にするために、特に旭の配水場の能力が40%ぐらいしかないということで、余裕のある飯岡地区、これが県道飯岡片貝線になりますけれども、単年度ではできませんけれども、3年から4年かけて旭の配水管とつなごうというふうにしております。

それから、県道旭小見川線でございますけれども、こちらにつきましては、干潟の配水場がやはり能力に余裕がございます。ということで、新町のほうからやはり旭の配水場を支援しようということで計画をしております。

それから、緊急応援連絡管接続工事、こちらは県道飯岡停車場線になりますけれども、こちらにつきましては、海上の配水場と飯岡の配水場をそれぞれ連絡管で結ぶということで、これは海上と飯岡を結ぶという形です。

それから、そのほかに消火栓の新規設置工事等々がございます。これらについても区の要望等を踏まえて消防署のほうと協議したものでございます。

延長距離でございますけれども、大きな見出しの工事元で申し訳ございませんけれども、ループ化等（増径等配水管布設工事）が1,355メートル、それから未普及地区の解消配水管布設工事、こちらが977メートル、それから配水区域変更に伴う配水管布設工事が1,649メートル、それから緊急応援連絡管のほうは1つしかございませんので、196メートルということではよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 林委員。

○委員（林 俊介） 今詳しくは分かりましたけれども、実は今の課長の説明の中で、未普及地区の関係なんですけれども、これは地元区からの要請の多いところを中心に計画をしているということなんですけれども、過去に現在元管が入っていて、まるきり死に水になっている普及率の低いところが結構ある。しかしながら、地元からの正式な要請も早い時期にあって、それが何年も解消できない地域があるということで、非常に市民の中から不満も出ているというのは課長ご存じだと思います。

そうした中で、やはり必要性のあるところにもう少し配慮し、また接続の加入率の悪いところは、もう少し普及を推進するようなひとつ努力をお願いしたいというふうに、これは要

望でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 答弁はよろしいでしょうか。

○委員（林 俊介） 要望でございますからよろしいです。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ただいま課長から、海上と飯岡を結ぶというお話があったんですが、これは具体的にどの辺かちょっとお伺いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） これは、飯岡バイパスのちょうど飯岡停車場線との交差点、一番大きな交差点になりますけれども、その付近になります。

これは、なぜこういう緊急連絡管が必要かということになりますけれども、飯岡の配水場については能力がいっぱいあるわけですが、例えば漏水事故、去年の暮れですが、飯岡地域におきまして、口径300ミリのメイン管が、水管橋なんですけれども、矢指川の水管橋が大漏水をしております。

そういう場合に末端がどうしても水圧が低下してしまいます。そういう関係でそういう場合においては緊急応援連絡管のバルブを開いて、ちょうどその付近は飯岡地域の一番末端になります。そういう事故等の場合においては、緊急連絡管がどうしても必要になると。

それから、三川地区の、これはこれから緊急工事をやるわけですが、やはり目那川の水管橋が、すべて老朽化なんですけれども、こちらのほうも今漏水しております。特に漏水事故等が起きた場合につなぐための緊急連絡管ということで、場所は飯岡バイパスと停車場線の交差点より少し南側ということになります。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 前に1回お尋ねしたと思うんですが、場所を言いますと、恵天堂がありますね。あれを上がっていくと飯岡の塙地区なんですが、恵天堂のあの辺がちょっと水圧が低下しているというようなことがございました。

この件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 恵天堂のところの場所については、工事を終了いたしました。これは飯岡と海上を結びまして、水圧低下と、距離的にも近いので、これはさほど工事費はかからないで19年度で終了させていただきました。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと関連で、これとは直接は関係ないんですが、例えば、もしあれだったら注意してください。中学校に貯水槽がありますね。夏休みとかその水を使わないで水がずっとたまっていたままだに当然なるわけですけども、こういうのの雑菌の繁殖だとか、そういう心配はないのでしょうか。ちょっと心配になりましたもので、お願いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 受水槽につきましては、管理者は水道課から離れます。ただ、委員おっしゃるように、当然長期間使わない場合は水質が悪化いたします。場合によってはレジオネラ菌とかが発生する可能性もあります。ただ、それらにつきましては、受水槽を管理する側で適正な管理をしていただきたいというふうに思います。

最近の場合ですと、受水槽を置かない特に公立学校等でそういう場所も場合によってはあるように聞いております。それは委員おっしゃるとおり、長期間休みのような場合の水質の保全管理が厳しいということだと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第8号の質疑は終わります。

続いて、議案第9号について病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算について、再度補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

予算実施計画でございます。収益的収入のうち1款1項1目入院収益、2目外来収益につ

いてであります。

診療報酬改定における具体的数字はまだ出ておりませんが、報道によりますと、救急、産科、小児科医療や勤務医対策等についても優先配分されており、当院にとっては増収が見込まれます。

次に、2項3目負担金、交付金ですが、市の一般会計から繰り出される国からの地方交付税です。この予算額は、平成19年度の実績見込みを基に計上してあります。平成19年度の実績見込みは、平成19年当初予算に比べ金額1億6,208万円の増額になっております。

予算書の8ページをお開きください。

収益的支出、1款1項3目経費のうち委託費ですが、経費削減プロジェクトの成果により、電気設備、空調設備、警備業務委託料等を入札したことで、19年度当初予算からは3,100万円ほど削減となる見込みです。20年度はこの決算見込みを考慮し予算計上いたしました。

簡単でございますが、以上でご説明を終わります。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） まず、1点目に、予定貸借対照表13ページから、この項について2、3お伺いをします。

この中に減価償却の関連が載っております。減価償却の中に建物、建物附属、あるいはいろいろ5項目ほどございますけれども、この総額が減価償却として19億6,000万円、その建物個々の見込額がわかれば、これをお願いしたいと思います。物によっては建物等いろいろ償却年数が違うと思うんですけれども、予算書ですから、そこまで細かく出していないということであれば別ですけれども、見込額で結構ですから分かりましたらお願いします。

それと、会計予定貸借対照表の22ページ、資本の部の企業債、これが累計で141億円ぐらいになっております。その関連で、先日配布いただきました再整備の事業計画、それと20年度の差が4億6,000万円ぐらい出るような予定になっておりますけれども、これはどの辺からそういう原因が出たのか、取りあえずこの2点だけお願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、ここに個々の明細までは減価償却関係は持っていないんで

すが、固定資産台帳としまして建物で145件ございます。それから建物附属設備、これで366件、構築物58件、器具備品等で1万21点、あとそれに車両運搬具ということで、全部で1万609件ございます。それから無形固定資産ということで、電話加入権が1件、施設利用権が20件、開発費で233件、あと控除対象外消費税ということで68件、合計で312件というような数字になっています。

耐用年数なんですけれども、病院の建物、これについては39年にわたって減価償却をしていくと。それから建物附属設備、これは15年にわたって減価償却。それから構築物、駐車場とかそういうものなんですけれども、これが15年。器具及び備品、これはMR Iとかそういったものですね。これが6年。それから車両運搬具、こういったものが5年。それから地上権が5年、施設利用権、これが15年。それから寄宿舍用具関係ですね。これは47年。それからエレベーターが17年、造成工事が10年、パソコン4年というような、普通車は先ほど車両関係は5年と言いましたけれども、これは救急車とかバスとかそういったものが5年で、普通自動車については6年でやっております。そのほかに開発費等で5年ということで、個々のやつの明細を手元に持っておりませんので、総体の考え方として今言ったような形でやっております。従来だいたい20億円ちょっとぐらいずつ減価償却していたんですが、今年度は19億円ちょっとの減価償却という予定になっております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 失礼しました。ちょっと聞き漏れましたので、もう一度よろしいでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） これは中央病院再整備事業の事業性についてということであって、その中の資金繰りという中に入っているこういうもので、その中でこれから15年間の資金繰りの状況がグラフで示されております。その中で20年度当初を見ますと、借入金残高が136億3,800万円、そのように記載を、これはあくまでも予定なんですけれども、そういうように計画が立てられております。この20年が、それがこちらの企業債を見ると141億円、ですから、4億7,000万円くらいの計画と現実との差が出てくるわけであります。

そうした中で、予想されるのは、今年5億5,000万円ですか、企業債を借りるから、それと一緒にするとそのくらい多くなるのかなというような気はしますけれども、それは当然当初の計画に織り込んであったものと思われまして、その数字が瞬間的なものがこれから今後

これが影響されるのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今回、費用を再整備の関係で投資の全体は変わらないんですけれども、工事費の案分ですね、それをやってみました。それで、前は7億円というようなことであつたんですけれども、今回そこら辺から考えますと、5億5,000万円で足りるというようなことで、変わりました。

ただし、市債につきましては、今も計画上は全体で209億円というような予定でありますので、長い間には借入れは同じだと。ただ、20年度予算に関しては若干の差が出たというような状況でございます。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、全体の借入金と同じだけれども、ただ前倒しで先に借りたから5億円近い借入金残高が多くなったということで、全体の中では変わらないということいいですか。では、これは2年目、3年目になればまたこの計画どおりになるということいいですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これにつきましてなんですけれども、今の予定では、先ほどご説明しましたように、年間でちょっとずれが出てきたというようなことであります。何度も申し上げますけれども、全体では209億円というようなことで、長い間には今の予定でございますと、借入れはそのようなことで考えておりますので、将来的には変わってこないだろうというように考えております。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑ございませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 初めてのことでなかなかまとまらなくてすみません。

43ページの建設改良工事、この中にいろいろ再整備計画が本格的に入ってきたと思うんですけれども、再整備計画が約10億円ぐらいですか。それとリニアック建築工事、これが3億3,000万円くらい入っていると思うんですけれども、このリニアックのほうの今の進捗状況、それと今年の予定をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） リニアック事業に係る費用ということで、以前常任委員会でも少しご説明させてもらったことがあるんですが、平成19年度、今年度予算で文部科学省の申請予算というものをまず出しております。

それから、こちらのほうですが、20年度予算では設計監理料、これが1,350万円、内訳としまして設計料で900万円、監理料で450万円、それから建設工事費で2億9,820万円、それから漏洩検査、建物が完成した後に放射線漏れが無いかどうかという形での漏洩検査で約300万円、それから消費税で1,573万5,000円ということで、全部で3億3,043万5,000円、この分が20年度予算で計上されております。

現在入札を終わりました、20年度に入ってから文科省への申請、こういった手続に入る書類の作成を今やっているところでございます。

以上です。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足の説明をさせていただきます。

リニアックというのは放射線治療の装置でありまして、前段から少しお話をさせていただきます。なぜこれが必要かというところからお話をさせていただきます。

リニアックというのは放射線治療であって、使用時間というのが国の許可が決まっています。それで、現状ですと週5時間以内で、かつ3か月65時間以内というふうな制約がありまして、ところが、今非常にリニアックを受ける患者が増えてきておりまして、それでも現状では予約待ちが1か月とか1か月半というふうな状況になってきておりまして、そのために今患者については他の病院を紹介しているという状況であります。

そういう中で急遽リニアックのほうを、本来は再整備の中で整備すべき予定でありましたが、急遽リニアック棟を別に前倒しで建設をさせていただきたいと。それで、機器についてはこれから買いますけれども、建物も新年度予算の中でそれぞれ建設をしていくという状況でありまして、今ご質問のスケジュールでありますけれども、現在19年度予算の中で文科省への申請書類の作成だけは進めさせていただいております。

その中で、新年度予算が通りますと、これから文科省の書類をつくったりして、最終的には来年度の3月末に完成をして、文科省の検査を受けて来年度中にはリニアック棟での診察を開始したいというようなスケジュールで進めております。

概略は以上でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今説明いただきました。それはこの前もらった資料に全部載っていると聞いたんですけども、ただ、今順調に進んでいるのかどうか、それとこれをやることによっての、言葉は悪いかもしれないけれども、我々業界ではすぐ経済効果と言っちゃうんですけども、増収というか、それはどの辺が見込まれるのか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今現在は、遮へい計算書の申請書類をつくっている最中でございます。先ほど委員のほうから経済的效果ということのご質問がございました。

このリニアックというのは、一患者の1回の照射時間というのは四、五分ぐらいしかありませんですけども、実際には四、五分の照射を受けるに当たって、その前に患部を固定したりとか、そういうものでだいたい15分から20分ぐらいかかると。これを何回も何回もやるというふうな形で、実際に患者の1回当たりにかかる時間は本当にごくわずかですけども、現状1日の全体の病院での照射時間というのが限られていますので、今、がん患者というもののリニアックの放射線というものが非常に増している状況の中で、これをこのままの状態で行きますと、病院としては患者を制限せざるを得なくなります。そうしますと、近隣の設備がどこにあるかという、鹿島労災とか成田日赤、それから県立佐原病院、こういったところまで毎日ごくわずかの診察時間というか、治療のために行かなきゃいけないということになりますと、その家族とか本人に与える経済的不安とか、そういったものも大変なものになるだろうということで、病院としては早目にその辺を解決せざるを得ないという状況にあります。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 私の質問が悪くて、経済効果なんて言って大変失礼します。

現在このリニアックで1日の患者、あるいは年間の患者がどれだけあって、今後これを倍にするとどれだけの患者数が収容されるか、その辺だったらはっきりわかると思いますけれども、お願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 正確な数は今調べます。現在治療を受けているのはだいたい30人ぐらいということはつかんでおりますが、年間の患者数と、それから増やした時どのぐらいの患者を見込めるかという、この2点についてはもちろんこの中で後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） では、後で答弁をいただくということでよろしいでしょうか。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、部長のほうから言いましたように、現在治療中の患者というのが30人おります。これで今現在治療待ちの患者というのが、だいたい1か月から1.5か月ぐらいの治療待ちの患者が21名ぐらい。これは去年の12月ぐらいの数字なんですけれども、こういう状況下にあって、放射線治療なので、今すぐやらなきゃいけないという形、放射線以外にも投薬という部分もあるんですが、患者とすれば、一刻も早く治療をして直したいということで、急ぎの患者については近隣の鹿島とか成田日赤、そういったところに紹介していると。そうじゃない患者については、1か月から1.5か月ぐらい待っていただいて今治療しているというような状況で、一刻も早く新しいこのリニアック棟というのを建設したいというのが病院の考えでございます。

○委員長（日下昭治） ほかに。
向後委員。

○委員（向後和夫） 3点ほどお伺いします。9ページです。取り立て欠損金について、まず金額をお知らせ願いたいと思います。

それと、通常の取引ですと、貸すほうも相手を選ぶ権利があるわけでありますけれども、病院の場合には患者の生命を守るという中で、支払い能力のない方でも診なければならないという部分があって、ある面ではやむを得ない部分があるろうかと思います。

しかしながら、支払い能力がありながら払わないという患者も中にはあるのではなかろうかと思います。そういった部分での徴収をどのようになされているか、まずその辺もお伺いをしたいと思います。

それと、11ページ、再整備事業本館建設工事平成20年度分5億4,858万3,000円が予定をされております。この工事の内容をひとつお伺いしたいと思います。

それと、駐車場整備今年度分1億4,800万円が計上されております。本館工事に伴って駐車場が大幅に減るわけであります。そういった中で、あの辺は地価が安いから平面駐車場のほうがお金もかからないということだろうと思いますけれども、ただ、本館からかなり遠く

になってくるわけですね。外来患者の中には歩行も非常に困難な方もおられるわけでありま
すから、という面においても立体の駐車場を考えているかどうか、その辺もひとつ伺いし
たいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから、取り立て不納欠損金についてご説明
申し上げます。

入院、外来ともに治療後3年間を経過し、再三の請求にも全く入金の見込みのない治療費
の未納の患者、こういったものを時効3年というルールがありますので、そういった中で患
者の資産関係とかそういうものを見きわめながら不納欠損処理をしております。

18年度は32名の975万3,000円、19年度が94名の3,183万4,000円、19年度予算見込み、これ
は当初予算です、19年度の。19年度の決算見込みでは56名の1,039万3,700円というような形
になっております。

それから、20年度の予算については、32名の2,163万6,410円、これが20年度の不納欠損の
予算になっております。こちらのほうですが、先ほど言ったように、お金が無い患者も、要
は病院というのは診療の求めがあった場合に、医師法によって診察を拒否できないというよ
うなところでありますので、まず未納患者だからといって診察を拒否はしておりません。

そういった中で実際に資産があるのにお金を払わないとか、そういった者に対しては資産
調査等もしますし、それから少額訴訟というものを起こしまして、実際にやっております。

今、未納患者の専属で3名取り組んでおります。これは毎日督促をしたり面談したりして
います。それから、少なくとも月に1回は外訪活動というか、訪問活動をしまして、要は幾
ら督促しても連絡を寄こさないような患者に対しては、例えば2人1組になりまして外訪活
動しまして、実際に集金をすると。それから資産状況がどうなっているのか、生活状況がど
うなのか、そういったものを調査してまいっております。

以上、こういったものをやりながら、本当にお金がなくて払えない方と、お金があっても
払う気が無いような患者に対しては、これは法的な対応で、先ほど言ったように少額訴訟等
でこれは徹底的に病院のほうもやる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鎗木友孝） それでは、私のほうから、今年度再整備事業のほうで5億4,800万円あるけれども、この内容ということですから、当面は全体の工事の中で、進捗に合わせて見たものです。そうしますと、工事の3%くらいの金額になるんですけれども、そんなことで当初、来年は20年度から着工する予定でありますので、地面を掘っての準備というようなことで、全体の180数億円の中では、大した工事は内容はその程度だと思っております。

それともう1点の駐車場の予定なんですけれども、今現在見ますと、一般駐車場のほうがだいたい760台くらいが不足になるというようなことでありまして、この駐車場の取得ということで、10か所程度用地を検討しております。

それで、その交渉に当たっているんですけれども、その状況ですけれども、おおむねよい返事をいただいております。患者駐車場につきましては、そういうようなことで、近くに確保できるのかなと思っております。

一方、職員のほうがその分不足になってくるわけなんですけれども、これにつきましても、引き続きそのような方法で交渉していきたいと考えております。職員のほうですけれども、万が一全体で足りないというような状況になった場合、旧ヘリポートというところに結構敷地が余っておりますので、そこら辺も考慮したいと思っております。

ご質問にありました立体を考えているのかということでは、立体を考えておりません。あくまでも平面で管理していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） だいたい分かりました。

この再整備事業であります、今いろいろ中央病院も新聞等にも書かれております。この一番の発端となったのが人材派遣の問題だろうと思います。ですから、本館の新築工事に当たりましては、透明性、公明性に十分に配慮した中で進めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、向後委員のご指摘のとおりでありまして、やはりきちっと事前にいろいろな形でご説明をしていくことが大事だと思っております。ですから、まずこれからこの予算を付けてご承認いただければ、来年度は当然発注に入るわけでありまして、

事前にきちっとまずは議会のほうにご説明をしながら、これから事業を進めていきたいと考えております。

○委員長（日下昭治） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号の質疑を継続します。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 石鍋です。よろしくお願いします。

先ほどリニアックの増設の件でちょっとお答えいたします。

今、年間7,000名の患者が受診、治療をなさっています。それが2台になりますと、だいたい1万2,000人。と申しますのは、1日21名ほどお待ちいただいているということがございますので、その方を全体で見ますと、1万2,000人ほどの治療で1日50人程度はすべてできることになります。

その時の経済的な効果ですが、リニアック単体としては1回の放射線治療では約1万円弱ということですので、全体では6,300万円、それが1億800万円ということで、リニアック単体では収支的にこれで非常に大きく上がるとか下がるとかということではなくて、これに関連する化学療法、例えば投薬ですとか、それによって増収効果、これが期待できると。ただし、旭中央病院の場合はがんの拠点病院ですので、県内でも非常にがんの治療実績が実績としてもあるということで、今後どんどん集約されていくんじゃないかというような私は考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はございませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 先ほどは医療収入が幾らかアップになるということで、大変いいなと思っておりますが、実際に18年4月には3.16%のマイナス改定があつて、そうすると単純に計算

すると、250億円の医療収入に3.16を掛けますと、何もしなければ7億9,000万円収入が減っているわけですね。それをしのいでいただけているので、相当ご苦労して頑張っているんだなど、こう感じるんですが、あとは、補助金、交付税とかこういうのが一般的には補助金とかに頼っている事業、農業だとかすべてそうですが、ほとんどが衰退しているんですね。補助金、交付税がカットされた時点でもう駄目になります。それを今一番心配するんですが、やがてはそういうことも想定に当然入れていると思うんですが、この点についてはどのようにお考えかちょっとお伺いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えいたします。

まず、補助金であります。補助金は16年からの三位一体改革で、1つは補助金をなくして税源を移譲していくという、併せて交付税のあり方を見直していくのが三位一体でありまして、少なくとも補助金については、国の補助金は明らかに減る傾向にあります。

例えば一番いい例が、救急に対する国庫補助はあったんです。これは国・県と合わせて補助でありましたけれども、これが補助制度がなくなっております。今あるのは、まだいろいろな研修病院としての補助とか、それから医療機械を買う時の補助とか、まだ補助が残っておりますけれども、補助金については今後は増えるよりもむしろ減る危険があるかなという感じがしております。

ただ、といっても、旭は旭で、この病院は相当担う役割が大きいものですから、すぐに減ったりということはないと思いますけれども、今後増えることはなかなか難しいというような見込みをしております。

あと、2点目の交付税でありますけれども、これは国のほうの交付税会計の状況いかにあります。今、国のほうは、かつて例えば平成10年前後でしょうか、景気対策でどんどん地方に事業をさせて、その分の将来交付税手当をするからということで、国は交付税会計、借金をしてまでどんどん交付税を配ったわけであります。ところが、今はそうはいかない状況になってきておりまして、交付税についてもできれば国は財政再建で減らしていきたいというふうな見込みが一方ではあります。

しかし、交付税は一定の税収が上がったものは地方に配分されるわけでありますから、これは何とも国のほうの見方次第であって、今、病院のほうでどうこうということはないかなと言いたいと思いますけれども、1つ、病院として期待をしているのは、必要なところには

必要な交付税ということで、その点については期待をしているというような状況であります。

以上であります。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 必要なところには必要と、期待しているということでございますが、そういう点はやはり明るい見通しが立つんじゃないかなと、このように思います。

ここにある資料がありまして、人が定住する場所を求める時に、昔だと駅とか気候だとか、学校はどうか、そういった選択肢だったそうでございますが、現在はマスコミのアンケートすべての各社がトップに挙げているのが、医療問題だそうでございます。病気になった時に医者にかかることができるか。あるいは自分の子どもや孫が病気になった時に医者にかかるか。すばらしい医療技術の恩恵を受けることができるか、こういったのがトップだそうでございます。そうしますと、旭中央病院は、これはすべてクリアしているんじゃないかなと、こういったことを思います。

また、消防の救急の連絡の告知を受けてから病院に搬送するまでの時間、一番早く対応しているのがこの旭市だそうでございます。全体で2,687件の搬送がありながら、1時間以上要したのはたったの19件、0.7%だそうでございます。これは断トツに低くて、よそは山武地域なんかは相当高いです。ですから、旭中央病院は県下でこういう面はすべてトップなんですので、そういった面でのぜひ重要性を考えていただいて、交付税も減らされないようにということを強く強くお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、国民宿舎より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうからも補足説明につきましては、本会議で説明したとおりでございます。しかし、来年度はもう1年間、改めてご説明しますけれども、工事と並行いたしまして営業を続けることになります。

なお、この工事につきましてはの特別な利用者からの苦情等は一切入っておりません。したがって、利用者の方々からは十分ご理解をいただいた中で進めているということで解釈

をしております。

なお、スケジュールのほうですけれども、3月末で1階部分がすべて完成いたします。新年度につきましては、4月からの客室工事、これは11月まで続きますけれども、利用者への影響につきましては、最小限に抑えられるのではないかなというふうに考えておりますし、またそう抑えられるように努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたら、お願いいたします。

向後委員。

○委員（向後和夫） ただいま支配人の説明がありましたが、この4月から客室のほうの工事にかかるということですが、2階のほうが各部屋にバス、トイレが付くということで、かなり客室が減ると思います。どのくらい減るのか、その辺をひとつ伺いをしたいと思えます。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、予算書にもお示ししたとおりでございます。4月から6月までが東館のほうの工事に入ります。客室につきましては、西館のみになりますので、22室が使えるというような形になります。

また、7月、8月は工事につきましてはお休みいたしますので、40室が客室として使えることになります。また秋から、9月、10月、11月と西館の工事に入りますので、新しく東館が完成いたしました18室のみが使えるという形になります。

なお、12月からは30室88名の収容ということで、新たにリニューアルが完成いたしまして、新しい営業になっていくという形になります。

なお、年間の利用者数ですけれども、1万4,600人ということで予定をさせていただきました。一番減る時期がこの4月から6月までが減るという形になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） そうすると、利用収益が平成19年度は1億8,173万7,000円、平成20年度は1億7,542万3,000円と約631万4,000円が減となっておりますが、それはその辺を加味した

中での予算だろうと思いますが。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 20年度の営業収益につきましては、料金改定をこれからまたご審議いただきますけれども、料金改定を予定しております。これが約1万人の1,000円ということで予定させていただきますが、これとの差し引きになりますけれども、4月から6月までを定員稼働率、通常ですと60%程度あるわけですが、17%まで落ちるということで今予想をしております。9月から11月につきましては、48%という形で見ております。この差し引きになりますけれども、そういった形の数字になるということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、水道課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 補足のほうでございますけれども、お手元に、議員の皆様方のほうに公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画の公表についてということでご配布になっていると思いますけれども、この資料に基づいて説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

初めに、議案第14号につきましては、借り換えということで、これからご説明いたしますけれども、現在では高金利のものを借り換えをすることによりまして、116万円ほど軽減されるということになります。

その借り換えをする場合は、今回から公営企業経営健全化計画というものを出さなければいけないというふうになりました。資料の1枚目になりますけれども、国の地方財政対策の一環として、過去に高金利で借りた地方債の繰上償還及び借換が、旭市のほうは借り換えということになります。補償金なしで次の条件で認められることになりました。

期間が19年から21年の3年間。対象が金利が5%以上。要件は、こういう時代でございますので、経営健全化計画の国の承認と議会及び住民への公表ということで、公表に基づいて補足しようと思うものでございます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。別添2というふうになっておりますけれども、資料のほうを全部細かく説明しますと時間がかかりますので、かいつまんで説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、この資料につきましては、予算書とか、あるいは一部一致しないものがございますので、ご了承いただきたいと思います。あくまでも今回の措置に基づく計画書であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

1ページ目の2のところに、財政指標等となっておりますけれども、累積欠損金が5億1,700万円、これは18年度現在でございます。それから、公営企業債の現在残高が31億9,700万円、これも18年度現在ということになります。

それから、下のほうに、本題のほうですけれども、4番目に一番下の表になりますけれども、公営企業経営健全化計画の基本方針等ということで記載されてございますけれども、計画の名前は旭市水道事業経営健全化計画ということになります。期間は先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、既存計画との関係、旭市水道事業基本計画、19年から28年度の10か年計画の関係ということになります。

それから、公表の方法ですけれども、旭市広報紙及びホームページ、それから本日の議会への説明ということになります。

基本方針といたしまして、財政の健全化を図るとともに効率的な水道事業を目指すということで、経営基盤の強化、それから定員管理の適正合理化、それから維持管理費等の縮減、民間活力の導入ということで基本方針を定めております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

公営企業債の金利の、最初に旧資金運用部の資金になりますけれども、6というところになりますね。平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況ということで、表になりまして、公営企業のところで上水道、5%から6%が1億8,746万5,000円、6%から7%が2億277万3,000円、高金利なものが15億959万1,000円と、7%以上が大変まだ残っております。

それから、一番下のほうの表になりますけれども、公営企業金融公庫資金ということで、公営企業債、右側へいきますと年6%から7%未満ということで、1,931万6,000円というふうに地方債の現在高の状況を示してございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページのほうでございますけれども、

財務状況の分析ということで、財務上の特徴、旭市の水道は、地理的条件等により井戸水や湧き水の併用利用者が少なくなく、多いということですが、普及率は77.7%で全国平均91.2%、類似団体の平均93.1%を大きく下回っているということになります。

非常に水道事業を運営するには厳しい状況にあるということでございます。

それから、経営の課題ですが、先ほど4つの目標を掲げましたが、水道料金水準の適正化、これは18を対象にしておりますので、昨年19年4月1日に既に料金のほうは統一されておりますが、それ以前の内容となっております。

それから、定員管理でございますけれども、こちらについては給与費の割合が類似団体平均11.2%に対し9.3%と若干下回っていると。現状維持に努めるものの、職員の配置転換や組織再編などにより定員数増を抑制し、定員管理の適正化を図る。

それから、課題の3番目になりますけれども、維持管理費等サービス供給コストの削減合理化ということで、契約については一般競争入札を実施し、工事費等の縮減を図るということを目指しております。

それから、4番目ですが、民間的経営手法等の導入ということで、民間委託をこれからどんどん進めていこうというふうに思っております。

それから、留意事項として低迷する普及率の向上を図る。平成23年度までに82%を目標に掲げております。

続きまして、4ページのほう、料金収入。人口が減少する中でダウンサイジングをしているわけですが、水道については先ほど来申し上げておりますように、普及率が非常に低いために右肩上がりで計画することが例外的にできるということで、最初に収益的収支の料金収入を見ていただきますと、14年から16年、それから17年、18年、それから計画のところがちょっと太い線が入っておりますけれども、ずっと右肩上がりで料金収入も増えていく。加入率を、普及率を上げれば増えていくというふうな計画になっております。

それから、営業外収益のほうをご覧くださいと思います。他会計補助金、その他補助金については極力減らしていくということで、23年度には他会計補助金は2,400万円、その他補助金については2,100万円というふうに営業外収益のほうは極力減らしていくと、独立採算でいこうということを示してございます。

それから、これはわかりづらいんですが、真ん中よりちょっと下に当年度純利益（又は純損失）、それからその下に繰越利益剰余金又は累積欠損金という欄がございますけれども、よろしいでしょうか。この欄を見ていただきますと、初めに純利益のほうでござい

ますけれども、19年度には1億6,400万円を予定しております。昨年は4,000万円でしたので、これは水道料金を改定していただいたこと、あるいは普及率が上がっていくということ等の要因がございます。

それから、20年度にはちょっと下がりますけれども1億4,500万円、23年度は1億7,600万円ということで、純利益もどんどん上がっていくような計画になっております。

それから、下の欄の累積欠損金をご覧いただきたいと思います。

平成17年度には累積欠損金が5億5,800万円ございましたけれども、これは旧旭市と旧干潟町になりますけれども、合併時では旭市が3億5,572万7,425円の欠損金がございました。旧干潟町が2億9,119万2,028円の欠損金がございました。旧海上町と旧飯岡町が剰余金ということで、旧海上町が3,687万6,054円の剰余金がありました。旧飯岡町が2,436万1,150円の剰余金がありまして、差し引きますと欠損金は5億8,568万2,249円となっていたわけですが、それらにつきましても、23年度におきましては、3億1,100万円ということで、累積欠損金のほうもどんどん減っていくということがこの表でご理解いただけたと思います。

それから、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

一番上の企業債でございますけれども、こちらについても太い線が真ん中に入っていますけれども、それから右側が計画になりますけれども、企業債が1億3,800万円あったのが、23年度は7,600万円まで減っていくという状況になります。

それから、やはり資本的収支の建設改良費の欄をご覧いただきたいと思います。

これは、19年度で1億4,500万円、20年度で1億5,500万円、23年度は8,400万円ということになるわけですが、これについては、基本計画に基づいて計画的に事業を進めていくということになります。

次に、資本的支出の2番目の企業債償還金でございますけれども、19年度は4億5,400万円のところが、23年度は先ほど来申し上げておりますとおり、3億4,100万円ということで、どんどん減っていくということになります。

ということで、一番下のほうに企業債現在高についても同様に、23年度は17億2,200万円ということで、どんどん減っていくということになります。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の表になりますけれども、累積欠損金の比率（法適用）ということになっておりますけれども、この欄をご覧いただきたいと思います。やはり太線の右側平成19年度計画、ちょっと計画が当該年度でぎりぎりになっていますけれども、23.7%が21年度には2.5%、22

年度は0.0%ということで、累積欠損金につきましても、一気に解消していくということがこの表でご覧いただけたと思います。

表の比率等につきましては、下の注意書きに説明欄がございますので、ご参考いただければと思います。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。

収支見通し策定の前提条件ということで、先ほども申し上げましたけれども、2番目から他会計繰入金の今後の資本費及び有収水量等により基準内繰入金を見込む。なお、基準外については20年度から既にいただかないということになっております。

それから、大規模投資のほうも、資産売却等による収入の見込みということでございますけれども、平成19年度から25年度まで合併による施設統合事業費を財源に企業債を見込みます。資産売却等による収益は見込まないということで記載してございます。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの、普及率を23年度までに82%まで向上させるということでございます。

続きまして、8ページですけれども、上のほうの表については、また最後にその他で中期計画を申し上げますので、そちらのほうがわかりやすくなっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。一番下から2行目に、先ほど言いました入札の方法等についてが入っております。

それから、9ページをご覧いただきたいと思います。

9ページにつきましては、こちらも先ほど説明したとおりでございますので、この計画書の策定に当たっては市広報紙やホームページに決算・予算等の各種情報の公開を図るということで、現在、水道課のホームページのほうには既にいろいろな情報を掲載してございます。

例えば、周知につきましても、前期の経営状況についても掲載してございますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

10ページ、こちらについても先ほど来、重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきます。

最後に11ページ、これについても累積欠損金の比率とかになっておりますので、上の表は説明を割愛させていただきます。

②の経営状況、こちらにつきましては、ぜひ、19年度計画初年度になりますけれども、23年度と比較していただきたいと思います。給水人口についても当然5万6,000人から5万9,000人ということで、増えると。

それから、年間総有収水量についても5,830立方メートルから6,033立方メートルということで、こちらが増えると。それから、施設の能力でございますけれども、これは現在4つの配水場をそれぞれの能力に合った一体化を図っておりますので、こちらについては数字的には若干ということになりますけれども、それから稼働率のほうも78.2%から81%に当然上がっていくということでございます。

それから、給水原価については263円から逆に下がって235円になっていくということでございます。

ちょっと飛ばし飛ばしで申し訳ございませんけれども、後ほどぜひご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 水道課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） すばらしい計画で本当に見応えのある計画だと思います。これには今後5年間では水道料金は上げないというような形になっています。

そうした中で、最後のページのほうで給水原価が下がるということになってはいますけれども、これはどういう原因でこのように下げることが可能なんでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 給水原価は、これにつきましては、水道料金とはちょっと性質の違うものでございます。こちらについては、有収水量を経費から自宅工事費を差し引いたもので割り返したもののなんです。説明すると長くなりますので、後ほど委員に説明したいと思いますけれども、これは経営上の単価を示すものであって、水道料金とは違うものでございます。水道料金は1立方メートル当たり252円ということになっておりますけれども、それとはちょっと違いますので、よろしいでしょうか。

水道の専門用語で経理上使う用語で申し訳ないんですけれども、ということになります。

以上でございます。

○委員（高木武雄） そうしますと、水道課長、何か資料的なものはあるということなんですか。計算式が。

○水道課長（堀川茂博） それでは、後ほど計算式のほうをお示ししたいと思います。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、再度補足説明を申し上げます。

9ページの実施計画内訳書をお開きください。収益的収入のうち、1款2項3目1節と3項1目3節負担金、交付金についてであります。三位一体改革が一段落したため、本来繰り入れられるべき金額1億6,208万円の増額を予定しました。

次に、資本的収入のうち、1款1項1目1節補助金についてであります。当院、飯岡診療所、東庄病院との医療連携促進のための地域診療情報連携推進費補助金2,431万7,000円や医療機械装置の更新のための国民健康保険調整交付金210万円の増額を予定いたしました。

簡単ではございますが、以上でご説明を終わります。

○委員長（日下昭治） 病院の説明が終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうから補正予算のほうの補足説明ということでございます。

本会議で説明したとおり、経営改善を実施したことによります臨時職員の賃金を追加をさせていただきたいということでございます。

臨時職員の採用ですけれども、今年度4名を採用しております。そのほか現在4名が研修中でございまして、計8名を今年度一応採用したいということで考えております。その延長線上での増額要望ということでございます。

それでは、経営改善の内容ですけれども、特にサービス面で、スピーディでなおかつ親近感あふれるサービスを提供したいということが1つございます。したがって、良質な従

業員の確保が課題であったわけでございます。特にサービスの基準の向上につきましては、やはり重要性をさらに強化いたしまして、今までにないようなサービスにしなければならないという基本路線の中で進めてきたものでございます。

もう一つは、料理の改革でございます。今までやはりワンパターンといいますか、パターン化していました料理のほうを、調理指導員を設置いたしまして厨房の業務の改善を行ったわけでございます。そのほか料理の構成といいますか、四季折々の構成を導き出すためにフードコーディネーターを使いまして、料理の手法についても改善をしたわけでございます。これらの業務の改善によって、臨時職員の賃金が増加したと、こういうことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 料理の改革ということでございますが、料金がだいぶお高くなりますけれども、一般的に国民宿舎、市営というところ、お客様は安くて量が多くてとかそういう意識を持って来館するんじゃないかなと、このように思うんですけれども、先ほど利用者の数も1万4,600人とかとおっしゃっていましたが、一度来た人がよかったからまた来てくれるかなという、そういう印象を与えないと、一度は確かに訪れてくれるでしょうけれども、例えば銚子市辺りでも1泊でホテル辺りで、今従業員のサービスの向上等と言いましたけれども、極端な話、蝶ネクタイを締めたような方々が対応して、それで1万円ぐらいでホテルで宿泊できる。そうすると、飯岡荘がCコースですと1万3,000円ぐらいでしたか。これにそういった点で競争というか、そういったことをちょっと心配するんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、お答えいたします。

新しい料理の改善につきましては、この1年間十分協議をしてきましたし、また専門の先生のご指導もいただけてきました。実は、本日昼食の料理の新しい構成を考えるために、フードコーディネーターが来ておりまして、あす、写真撮りをするというような予定になっておりますが、新しい料理を体験していただくということで、モニター期間を実は設けさせていただきました。1月4日から1月14日まで11日間モニター期間を設けました。

ここで、実はアンケートをとったわけでございます。その結果、大まかに言いまして、97%の方から非常によかったというアンケートの結果が出ました。これは運営委員会のほうでも説明させていただきましたけれども、そういった面では非常にいいスタートが切れたのかなというふうに思います。

それともう一つ、新しい料理、今までの1.5倍から約2倍に食事量を上げたわけですが、お客さんの反応ですけれども、予約状況はどうかということですが、2月分の結果が出ております。今までのAコース、昨年は505名の要望がございました。今年度は387名でございます。Bコースは127名だったのが、今年は235名ということでございます。Cコース、これは7,000円の料理になりますけれども、昨年はCコースといいますと4,200円の料理ですが、104名だったのが、今年80名ということで、私も予約の受け付けをしますけれども、料理に関してもう少し不安感があったんですけれども、非常にいい形で予約のほうを現在受けておりますので、その辺につきましては、若干まだ数字は上がってきませんが、違和感のない予約が入ってきておりますので、ぜひひとつ、これから従業員一同頑張っていきたいと思っておりますので、そういう状況にございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） たまたま今料理の写真というあれが出たんですが、前回の写真はちょっと評判があまりよくなかったですね。うちの女房なんかも見ていまして、色が悪くて角度か何か光の関係だったのか、まずそんな料理に写っちゃったので、そちらのほうは色がちょっと悪かったですね。そこを十分配慮していただいて、それとあと、さっき言いました、飯岡荘はちょっとハンディがあると思うんですね。どこへ行くにしても、一般で来た人は、周りにホテルがいっぱいある所だといいますが、飯岡荘はあれ1軒ぼつりですから、そういった面でもちょっと銚子市のほうと比べちゃうとハンディがあるかなと思いますけれども、銚子市辺りのホテルに負けないということでいいんですか。そこをちょっとお願いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 色の問題、非常に申し訳ありません。確かにちょっと暗い感じがしたわけですが、今度はがらっと変えまして、本格的な洋食あり、あるいは和食ありということで、バリエーションのある昼食を毎日実施したいということで今考えておりますので、写真も今度業者を変えましたので、そういう形になるように努力をしたいと思います。

もう一つ、銚子の旅館等々の関係ですけれども、実はあまりほかのホテルとは比較をしていません、私自身は。ぜひ特筆したものを飯岡荘としては出していきたいというふうを考えております。

特に、料理面ではたくさんの方からご意見をいただきますけれども、もう少し安くしたほうがいいじゃないか、あるいはもう少し魚類を出したほうがいいんじゃないか、そんなご意見をいただきますけれども、やはりある程度の料金をいただかないと、それなりの料理はつくれません。あまり安く設定しますと、素材自体も悪いものを使うような形になりますので、先ほども説明したように、5,000円以上の料理が毎日予約が入ってきておりますので、数字的には追いつきませんけれども、十分他の宿舎とは闘っていけるような、そんな状況にあるというふうに私は思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 割安感というか、食材もそうですけれども、ビールなんか私が行くと、中瓶より大瓶があると何か得したような気分になって、あと、傍聴なさっている方、林議員もよくおっしゃっていたんですが、お酒も徳利が小さい上品なやつより、多少量が多いほうが国民宿舎らしくていいなとあるんですが、ビールとかは大瓶ですか、それとも中瓶になるんですか、小瓶ですか。お酒なんかはどうなんでしょう。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 種類のほうですけれども、ビールにつきましては大瓶でございます。また、酒につきましても、一合徳利のほかに二合徳利も用意しているわけございまして、その辺も非常に今いい形で注文を受けております。

誠に申し訳ないんですけれども、実は運営委員会の委員の意見はまるっきり反対でございまして、ビールにつきましては、中瓶にしろということ言われております。また、お酒につきましても、ぐっと底の上がったものを使ったらどうかということで、これは極端な今話をしましたけれども、もう少しその辺を考えて、量が多ければいいというものじゃなくて、そういう形で提供して、なおかつ単価ももう少し上げたらどうかと、こんな意見も実は運営委員会のほうでいただいておりますので、現在のところ今の形を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時10分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

議案第29号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 議案第29号ということなんですけれども、大変恐縮ですけれども、先ほど議案第14号の公営企業の経営健全化計画の関係で、最後に給水原価のことについてお尋ねがございましたけれども、それをちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

先ほどちょっと算式を言いましたけれども、有収水量分の経常費用マイナスの受託工事費ということで算式のほうは給水原価ということになるわけなんですけれども、19年度は263円、23年度は235円ということで、差があるわけなんですけれども、この理由でございますけれども、経費を節約して給水原価が下がるというふうになります。

それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○水道課長（堀川茂博） 申し訳ございません。

それでは、議案第29号でございますけれども、議案第29号につきましては、育児休業に関する法律の一部改正ということで、これにつきましては、本会議でいろいろ説明がございましたけれども、水道企業職員につきましても、一般会計の職員と同様の改正を行うということで補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 水道課の説明は終わりました。

議案第29号について、質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正であり、特に追加説明はございません。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、議案第31号、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、追加説明をさせていただきます。

お手元の資料のとおり、診断書等の料金につきましては、過去10年以上見直しを行っておりません。今回見直しを行い適正化を図るという前提で検討しております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ただいま病院の説明が終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、若干説明をさせていただきます。

これは改めて説明いたしますけれども、今回の施設の改修に伴いまして、宿舎環境が改善されるということでの料金改定でございます。

特に、今までは海水浴場があります。これからも海水浴場は存在しますが、これ以外での目的ができたということで、私のほうはとらえております。宿としましては88人収容の非常にコンパクトな宿に変わりますけれども、地場食材を利用いたしまして、おいしい料

理、そして旭市に来てくつろいでいただく、そういうことも大きな基本がございます。

その中で、算出根拠につきましては独立採算経営を基本にしたわけでございますけれども、特に目標値につきましては、年間1万7,000人程度を目標にしております。定員稼働率で言いますと、53%程度、現在稼働率は30%でございます。

それと、宿泊の消費単価ですけれども、基本単価を1万759円ということで目標を立てさせていただいたものから算出したものでございます。

なお、新しい食の関係の予約状況、それとアンケート結果につきましては、先ほど概要を説明したとおりでございます。宿泊料につきましては、現行より1,280円アップするというような形になりますけれども、かねてから利用客の皆さんにつきましては、客室内での洗面所またはトイレ等の要望が強かったわけでございます。そういったことで受け入れ体制の確立を図るため今回の改正となりました。利用者の理解につきましては、十分得たいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第32号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 2ページ目の備考の5ですか、夕食及び朝食の両方を利用しないときは、1,050円加算するというのは、素泊まりの人はこの泊りよりも1,050円払うということなんですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） ご質問のとおりでございます。朝食程度はいただきたいということの趣旨がございます。

というのは、例えばお一人で利用される場合等は、素泊まりでやられますと、非常に効率が悪くなるというような前提がありますけれども、決してそれが駄目ということじゃございません。例えばシーズン中とか、あるいは土曜日とか、こういう時に限ってはできるだけそういう形で食事をする方を優先してとりたいなという考え方がございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、一番安い朝食は何パターンあるんですか。幾らですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 朝食につきましては、1,050円ということで1つのパターンのみでございます。なお、お子さんの食事につきましては、やはり年長者の方、あるいは幼少の方がおりますので、2つのパターンを用意しております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、朝食を食べても食べなくても料金は同じということですね。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） そのとおりでございます、できれば素泊まりは若干いただくという考え方ですので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第32号の質疑は終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わります。

議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（日下昭治） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（日下昭治） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） お手元に配布してございますけれども、旭市水道事業中期経営計画書のほうを説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましても、先ほども計画で、また今度も計画ということですが、先ほどののはあくまでも借り換えをするための経営健全化計画書ということで、これから説明いたします計画書とは微妙に数字が違いますので、その点ご容赦いただきたいと思います。

それでは、旭市水道事業中期経営計画につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

計画の年次ですが、19年から23年度の5年間ということで、この計画書なんですけれども、水道課にもたくさんの計画書があるわけですが、この中期計画書に

つきましては、根拠は平成16年4月13日付で総務省の公営企業課長のほうから、地方公営企業の経営の総点検という通知が来ております。それから、さらに17年3月29日に、総務事務次官通知で、やはり総務省のほうから地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針ということで、集中改革プランというふうに言っておりますけれども、これを受けまして、旭市行政改革アクションプランが平成18年3月17日に策定されております。

さらに、平成17年8月26日付で、やはり総務省のほうから通知がございまして、16年の地方公営企業の経営の総点検の一部改正という通知がございまして、それらを受けて、本旭市水道事業中期計画を作成する必要があります。もちろん、水道には旭市水道事業基本計画がございまして、それも当然受けてやるということでございます。

公営企業につきましては、今年度中、うちのほうも非常に遅いですが、ぎりぎりになってしまいましたけれども、こういう中期経営計画を策定する必要があるということでございます。

初めに、計画策定の趣旨でございまして、合併以来の流れが入っております。当然この計画書も経営改革の推進ということになります。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

事業経営の基本方針ということで、経営計画の位置付けが記載されてございます。先ほど言いましたけれども、水道の事業計画とアクションプランを受けまして、さらには、地方公共団体における行政改革推進のための新たな集中改革プラン、すなわち旭市行政改革アクションプランを受けて計画を作りますというようになっております。当然公表も行います。

それで、(3)のほうに飛びますけれども、事業運営の目標ということで、こちらのほう8点ほど示してございます。この中に先ほどの健全化計画の中でもお話ししましたけれども、23年までに普及率82.5%を目指す。

それから、給水サービスの向上のために施設整備、管理体制の改善、技術向上に取り組むということです。

それから、3番目に配水計画の見直しを図ると。これは4つの配水場の能力に応じた配水エリアの設置ということになります。

それから、4番目に良質で安全な水道水が提供できるよう、水質管理・検査の充実を図るということで、これにつきましては、平成18年4月1日から、約31億円をかけまして高度浄水処理を開始しております。高度浄水開始以来、夏場の苦情というものは全くなくなっております。

それから、5番目に市民サービスの向上や経費削減に向けた業務のアウトソーシングを積極的に拡大し、徴収業務ではコンビニ収納、これは今年の10月ごろを予定しております。コンビニ収納により徴収率を向上します。

さらに、この計画には書いてございませんけれども、来年の平成21年4月から窓口業務、水道メーターの検針、それから水道料金の収納業務、開閉栓及び精算の業務をアウトソーシングする考えでございます。水道メーターの検針については、本年の4月から、今まで個人委託をしていたものを会社委託のほうに切り替えるという方向で進めております。

それから、6番目にコスト削減、人件費が一番厳しいわけでございますけれども、平成23年度までに職員を4人削減する目標でおります。

それから、7番目に環境保全への取り組みをより効率的、効果的に進める。

それから、8番目に災害に強い施設整備や復旧体制の整備を進める。

それから、3ページに移りまして、右側になりますけれども、経営基盤強化への取り組みに係る基本方針、効率的な事業経営を進める。

それから、業務運営の合理化・効率化、利用者サービスの向上に向け、これは総体的なことになりますけれども、民間への業務委託の推進、経費節減合理化、業務の簡素化・効率化等、経営基盤の強化に努めるというふうに規定してございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの公営企業の経営健全化計画よりさらにこちらのほうが見やすくなっております。

初めに、収益的収入及び支出、こちらの営業収益の料金収入の欄、水道料金ということになりますけれども、こちらは19年度で14億5,300万6,000円ということですが、23年度には15億3,250万円ということで、ぐっと増えるようになっております。

それから、他会計補助金のほうも、19年度で2億7,902万5,000円ですが、4,464万7,000円と、これも極端に減ると。それから、その他については、これは9,000円から1万円ということになっておりますけれども、手数料ですので、あまり指標にはならないと思います。

それから、費用のほう、営業費用をご覧くださいますと、コスト削減が19年度で14億508万5,000円が、23年度には13億2,275万9,000円ということで、先ほどのにも関係しますけれども、営業費用、経費が削減されているというのがこの表でわかると思います。

それから、表の下のほうにいきまして、純利益、純損益をご覧くださいと思います。

19年度で1億4,768万8,000円が、23年度には1億7,821万円ということで、純損益も、こ

それは純利益ということですから、上がっていくということになります。

それから、累積欠損金についても、19年度は3億6,933万円あるわけですが、21年度には5,546万9,000円、22年度には逆に今度剰余になりまして、プラスに転じまして1億1,976万7,000円と、それから23年度になりますと2億9,797万7,000円というふうに逆に累積欠損金があったのが完全にプラスに転じるということになります。これが計画書の収益的収入及び支出になりますけれども、資金的収入及び支出のほうでございまして、こちらの支出の欄をご覧いただきたいと思いますが、企業償還金、こちらが19年度で4億7,827万4,000円ですが、23年度には3億4,062万4,000円ということで、償還金もどんどん減っていくことになります。

それから、5ページになります。中期指標というものが(2)に記載してございまして、こちらについては、総収支比率と営業収支比率まで、それぞれ連動しますが、総体の収益で指標を見ることになりますけれども、企業活動における収益性、企業固有の経済活動を見るということになります。そうしますと、どんどん右肩上がりになっていくというのがご覧いただけると思います。

それから、下から2行目の累積欠損比率でございまして、こちらは22年からゼロ円ということになります。

それから、将来需要の予想(3)になりますけれども、こちらにつきましては、給水人口が右肩上がりになっているのがご覧いただけると思います。それで、次の下の普及率も23年度までには82.5%まで引き上げようという予測をしております。

それから、一番下の設備投資計画でございまして、こちらについては、やはり基本計画に基づいて作成してございまして、ただし、工事額、20年度の予算を先ほどご承認いただきましたけれども、若干20年度につきましては、予算書と異なっておりますので、お伝えしておきます。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。

具体的な取り組みが記載されてございます。一番わかりやすいのが職員の②、中段からちょっと下になりますけれども、職員定数管理、こちらが19年度現在でございまして、20年度には1名最低減らす。それから、21年度、外部委託を進める中で21年度に15名にしてしまおうという計画でおります。アウトソーシングする以上は、反対に職員は削減しなければいけないという時代になっておりますので、それらをそのまま数字で表しております。

それから、③の民間的経営手法導入への取り組みでございまして、先ほど申し上げ

ましたとおりです。コンビニ収納も本年度から開始しますし、来年からは窓口業務等々につきましても、外部委託を進めるということになっております。

7 ページ目、これは取り組みとかそれらについて総合的にちょっと具体性を欠いておりますけれども、記載してございます。お話ししている内容と全く同じでございます。

それから、6 番目に計画達成状況の公表、公表時期は24年度ということで、公表方法につきましては、市のホームページ等により公表をいたしますということでございます。

以上で、旭市水道事業中期計画書についてご説明いたしましたけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（日下昭治） ただいま所管事項の報告がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特に水道事業に対してはないということでございます。

引き続き、報告事項をお願いします。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私のほうからは、資料をお配りしてあると思いますが、先日 3 月 3 日付の千葉日報社に、「再整備是非論再燃か」というような記事が載りました。本当はこれをコピーしてお渡しすればいいんですが、著作権の関係があって、そういうことはできないということでありますので、ご理解がしづらいかと思いましたがけれども、千葉日報社の記事の引用とそれに対する病院の考え方ということで資料を作らせていただきました。

それから、一部数字等も違うものがありますので、それについてはまた添付の資料でご説明をさせていただきたいと思います。

資料はお配りされておりますでしょうか。

タイトルが千葉日報の記事（引用）に対する病院の考え方というものでございます。

まず、左側のほうの千葉日報社の、これはそっくりそのまま、原文どおりの引用でありますので、書いてあります。まず、①来年度、事業の全体を見直す経費削減プロジェクトをスタートさせるという記事が載っております。それに対しては、これは実は18年度から発足しているものでありまして、特に来年度から始まるというものではありません。病院としては常々経費削減ということで、いろいろな形のコストの費用、考え方等を出しておりまして、これについての削減プロジェクトは既に始まっているものであります。

それから、2 番目、ここはたくさん書いてありますが、来年度は空調、清掃に加え、これ

は今年度やったものでありますけれども、産業廃棄物処理委託、職員の食事提供業務にも着手、それからずっと下に書いてあります。右のほうの病院の考えでありますけれども、これはまだ決定ではありませんで、単なるコンサルタント会社からの提案文書の内容にすぎない状況であります。内容はまだ病院の中でもごく一部の者しか知らないような内容でありまして、これは千葉日報社の取材力によるものであります。

それから3つ目でありますけれども、この取り組みの背景にあるのは収益体質の悪化があるのは明らかというふうな表現があります。これについては、右のほうでありますけれども、国の三位一体改革による交付税の減、それから度重なる診療報酬改定など国の政策により、全国の自治体病院が大幅な収入減となっています。

これは、ですから、単に旭中央病院ばかりではなくて、現在どの病院も非常に収益体質が落ちてきている状況にあります。

それから、④でありますけれども、今年度は昨年12月までで単月赤字を3度記録した。それから、その下でありますけれども、今年度は前年度1年間で2度だった単月赤字を12月までで3度も記録した。差引収支の悪化は医療収益の伸び以上に医療費がかさんでいる。この部分は確かであります。右のほうは単月赤字の部分でありますけれども、修繕費など一度に大きな額が支出されると、単月で赤字が出る場合があります。また、物価高騰の中、確かに費用の伸びは大きいですが、だからこそ経費削減プロジェクトによる分析が必要というのが病院の認識であります。

それから、5番目であります。医療収益の増加に反し、収支差が縮小している理由として関係者は、ISOや電子カルテ導入による数億円単位の経費負担増を挙げている。これに對しまして、病院の考え方でありますけれども、ISO、それから電子カルテとも、地域医療連携の推進や業務の質の向上には必要なものであります。

それから、その下6番目でありますけれども、しかし12月までの累計利益金は9,400万円にとどまっていた。これは数字が違いまして、右のほうの考え方でありますけれども、お付けしたA3の収支状況表という表がございます。その右側の右から2番目に平成19年度12月までの累計という欄がありますが、その一番下のところを見enいただきますと、当年度利益金という欄があります。右から2つ目のますの一番下です。これは12月末現在の病院の利益を表している数字であります。これは2億3,500万円余りの数字を計上しております。ですから、記事に書かれております9,400万円、これは明らかに数字が違うということであります。

したがいまして、病院のほうの右側ですと、収支状況表では、2億3,500万円余りの利益を計上していますというふうに書かせていただきました。

それから、また資料に返っていただきますが、⑦でございます。千葉日報社の記事ですと急きょ国の特別交付税1億6,000万円の年度末繰り入れが決まり、見込み額に近づくことになったが、これがなければ再整備は計画初年度でつまずきかねなかったという記事であります。これについては右のほうであります。19年度予算は、18年度実績から税源移譲による2億円以上減額を見込んでいましたが、実際にはそれほど大きくありませんでした。本来の繰入額に近づいただけです。ということで、今回19年度の3月補正でも1億6,000万円余りの増額補正をしていただきましたけれども、これは交付税の数字が固まったことによるものでありまして、急に12月に決まったものではありません。

それから、また8番目であります。左側の千葉日報社の記事ですと、再整備により350億円以上に膨らむ同病院の起債は、今後の大幅な利益増が返済の裏づけという記事であります。これについては右のほうでありますけれども、企業債残高のピークは23年度の299億円です。それから返済財源は純利益の他、減価償却費等の内部留保資金を予定しています。これについては、資料を別にお付けをいたしました。

まず、ページが打ってありませんが、表の中に借入金残高の医業収益に対する割合というタイトルの表の、黄色くマーカーしてありますけれども、左側の上から3番目の表であります。借入金残高という表があります。この右へいっていただきまして、平成23年度、ここに299億100万円の数字があります。これが今見込んでおります起債残高のピークであります。また、その下にいただきますと、上の医業収益に対する割合というのがあります。これが1.05倍です。つまり、医業収益に対する起債残高のピークであっても1.05倍ということで、決して大きな借り入れではないというふうに病院は理解をしております。

それから、もう1枚の資料で、内部留保というふうにタイトルの付いた資料があったと思います。数字はその下の表の年度末の合計の薄いブルーで塗った表が内部留保の合計額であります。この中には当然減価償却から純利益までのものが含まれております。

例えば、平成19年度ですと29億2,800万円の内部留保を見込んでおりますが、これを上のグラフで見ますと、それぞれを色分けしたものがこの棒グラフであります。このうちの薄いブルーが純利益であります。全体のうちの純利益というのはそれほど大きな率ではありません。ここで大きいのはやはり何と言っても減価償却費であります。これが将来の返済財源の大きなものになるということで、千葉日報社の記事の中の利益が返済の裏づけという部分は

必ずしも正確ではないというふうに病院は理解をしております。

またもとに戻っていただきまして、資料⑨であります。記事の内容ですと、昨年12月末に示された国の公立病院改革ガイドラインでは、建築単価が一定基準を上回る部分は交付税措置される事業債対象から除外することとされた。それから、基準は国立病院機構が採用している一床当たり1,500万円程度になると見られるという部分であります、これについては議会本会議でもお答えしましたけれども、除外することを検討するというのがガイドラインの書き方でありまして、それから、この1,500万円ということも、関係団体、これは全自病等の団体に確認をしましたけれども、まだはっきりした数字が示されているわけありません。

以上、千葉日報社の記事に対して、一部訂正なり釈明なりということで、資料を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） それでは、所管事項の報告がございましたが、何かお聞きしたいことがありますらお願いしたいと思います。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 今、事務部長のほうから、去る3月3日の千葉日報の報道されましたものの原文を私は持っておりますけれども、確かに数字的にも違っている、また誤った報道がされているということは、我々一市民も、この病院問題については、今一番関心のある時期でありまして、非常に不安を抱く要素をこういう形で報道される。しかし、病院側の説明によりますと、病院側の考え、あるいは安全だというような説明で、我々は安心するわけでありまして、こういう形のものを市民にも、誤った報道であると、ですから、これは間違いなく安心しろというようなPRも必要だと思いますので、その辺もこれから機会あるごとにひとつご努力をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに何かございますか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 当然こういう記事が出たということで、大幅に違っているということで、何か抗議というのか、そのような話はしたんでしょうか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 当然これは病院内部では考えました。その時に、病院には顧問弁護士が2人おります。こういう場合の対処、今回の記事の場合、何度か記事が出ておりま

すので、その時に実は検討したんですけれども、うちの顧問弁護士が言うには、直接新聞社に抗議するのは得策ではないと。当然新聞社としては表現の自由がありますし、記者も書く自由があります。ですから、病院から新聞社に対して直接抗議するのは得策ではなくて……

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 途中ですが、企業ですから、もしも答えてまずいことであれば、それは結構ですからね。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ありがとうございます。当然そこも踏まえて、これは公開される中身でありますから、そこで、直接ではなくて、例えば第三者的なところにお話をするとか、あるいは先ほど向後委員からもお話がありましたけれども、やはりよく病院の中身をきちっと、もちろん議会は当然でありますけれども、市民に対しても説明するようなことをこれから考えていくのがいいんじゃないかということで、直接抗議というようなことは今のところはむしろ考えていないわけであります。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） やはりこういった面での対応は迅速かつ的確に今後行っていく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治